

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症発生時の対応 (R3.4.30 現在)

島田市保育支援課

### 【市内で感染者が発生した場合】

感染経路等を含めて発生の状況を精査し、市中における感染症拡大の可能性がないこと、感染者に保育所等との関連がないことが確認できた場合は、通常の保育を継続します。

市中あるいは保育所等における感染が危惧される状況においては、保護者に登園自粛を要請することになりますので、この場合は可能な範囲での家庭保育をお願いします。

### 【市内保育所等において感染者が発生した場合】

保健所との情報共有により、状況に応じ必要な対応を図ります。

参考：保健所による園への聞き取り ⇒ 感染者の隔離指導、濃厚接触者の特定

- ・園児(または保育士等)の行動範囲を確認、接触状況により対象者を特定する。
- ・保育士についてはシフト等を確認し関わり方の状況を確認して対象者を特定する。
- ・消毒が必要な範囲は基本的に園児(または保育士等)の行動範囲とする。

#### ①出席(出勤)の制限

- ・園児または施設従事者に感染が確認された場合は、出席(出勤)停止のうえ入院措置とします。
- ・園児または施設従事者が濃厚接触者と特定された場合、14日間の自宅待機と健康観察を要請します。

#### ②施設の消毒

- ・保健所により感染者の行動範囲を確認し、菌の付着の可能性のある個所について施設管理者が消毒を行います。

#### ③休園措置

- ・感染者が発生した園については、消毒が完了し、濃厚接触者のPCR検査結果が確認されるまで休園とします。発生の状況に応じこの期間を延長することもあります。このとき、感染者の行動範囲が特定され、感染の可能性がないと判断された園内の園児や施設については、必要に応じ保育を実施することを検討し、同様に園内施設の使用の可否についても検討します。
- ・その他の市内の園については、感染者及び濃厚接触者との関連など、状況により休園要請を行うこともあります。

#### ④園児の受け入れ

- ・休園措置中の園においては、全ての保護者に対し家庭での保育をお願いしますが、どうしても家庭保育ができない園児については、施設の使用可能箇所を利用するなど当該園で対応することとします。

### 【園児及び施設従事者の家族に感染が確認された場合】

園児及び施設従事者は濃厚接触者として14日間の自宅待機となります。休園措置については直近の状況等を踏まえ保健所との協議により判断します。